

第百三十二回 参議院環境特別委員会 會議録第四号

平成七年三月十日(金曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

三月九日

辞任

荻野 茂君

補欠選任

三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

篠崎 年子君

小野 清子君

佐藤 泰三君

大淵 綱子君

山崎 順子君

狩野 安君

笠原 潤一君

野間 越君

南野知恵子君

清水 澄子君

三重野栄子君

矢田部 理君

足立 良平君

長谷川 清君

山下 栄一君

栗森 喬君

有働 正治君

西野 康雄君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

宮下 創平君

政府委員

環境庁長官官房
長

大西 孝夫君

れも適切な措置だと思ひます。

しかし、今回の阪神・淡路大震災の被災地の神戸市、尼崎市、豊中市は、この公健法の旧第一種指定地域でありまして、ここには多数の認定患者の方がおられます。そこで、環境庁は、今回の地震による被災者の中におられる認定患者の方々の状況、いわゆるその生活実態をどのようにつかんでいらいしやるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(野村 康君) 私ども、震災後、担当の係官を現地に派遣いたしまして、特に認定患者さんの状況等について地元自治体等にもお問い合わせするなどいたしまして把握に努めておるところでございますが、二月十日に神戸市、尼崎市を含む関西の旧第一種指定地域の九つの市及び私どもが所管をしております公害健康被害補償予防協会の大阪支部におきまして、患者さん方との相談の窓口というのを開設いたしておりました。被災された認定患者さんからの相談に応じておりますほか、こちらから直接、積極的に患者さん方に電話連絡をいたしておるところでございます。

これによりまして、現在までのところ、神戸市におきましては、認定患者さんの方々が千七百九名おられますけれども、このうち一千六百十三名の所在が確認されておまして、その内訳を大ざっぱに申し上げますが、自宅におられる方が八百三十六名、それから親戚あるいは知人宅等におられる方が百三十七名、それから避難所におられる方が四十七名、それから入院中の患者さん方が四十三名という状況になっております。また、尼崎市におきましては、こちらは四千二百三十五名となり大勢の患者さんがおられるわけでございますが、このうち一千四百九十六名の所在が確認されておまして、その内訳を申し上げますと、避難所におられる方が五十名、それから仮設住宅に入

居した者あるいは予定の者も含めまして二十六名ということになっておまして、尼崎市におきましては、これ以外の方々はほとんど自宅におられるのではないかと推察をいたしておるところでございます。

なお、医療に関する相談が窓口にあつた場合には、必要に応じて病状等もお聞きをしておりますけれども、診療が必要な場合には診療可能な医療機関を案内するというようなことで個別にも対応しているところでございますが、これらの件数等の統計につきましては、現在これを整理するところまで至っておりませんので、御了承をいただきたいと思っております。

○清水澄子君 この公健法の認定患者の方は、公害による被害の上にさらに今度の地震の被害という二重の被害者でありますから、ぜひもっと直接必要な措置をいろいろとていただきたいと思ひます。ですから、今回の法改正による認定更新の申請期間の延長だけではこれは非常に不十分なんじゃないか。そういう点で、ぜひ万全の措置をよろしく願ひたいと思ひます。

次に、神戸大学の技官が、阪神・淡路大震災による渋滞それからビルの解体による粉じん、窒素酸化物の濃度を測定したところ、従来の濃度の約二倍という測定結果が出たという報告をされております。これでは阪神・淡路大震災に伴う大気汚染の悪化によって二次被害の出るおそれがあると思ひます。

こういうような大気汚染の悪化から公健法の認定患者はどのように保護しようとしておられるのか。その点と、それから今度は一般の地域住民です、その地域住民が新たな健康被害の出るおそれがあるわけですが、環境庁としては、そういう地震の被害と環境汚染による二次被害を防止するためにはどういふような措置をとつてい

らっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(大澤進君) 大気環境の關係の方を先に御説明申し上げたいと思ひます。

地震が起きてから既に二カ月足らずたつてゐるわけですが、その間、いろいろなモニタリングをやつたわけでございますので、その現状をまず御報告し、どのような対策を立てたかを御説明したいと思ひます。

地元県、市においても、当初測定装置も相当破壊されたわけでございますが、二月に入つてから常時監視測定局も復旧いたしましたので、環境基準の項目のモニタリングも開始してゐるところでございます。また、環境庁では、既にアスベスト等有害物質の大気環境モニタリングを二月六日から十二日に実施したところでございます。

その結果、概要を申し上げますが、大気環境の窒素酸化物あるいは浮遊粒子状物質につきましては、ことしの二月のデータでは、年間の変動の範囲内でございますが、ただ前年同期と比べますと窒素酸化物については若干高い、こういう傾向がございます。それからアスベストにつきましては、おおむね我が国の都市地域の環境濃度の変動の範囲内におさまつておりましたが、なお、アスベスト飛散防止対策を実施してゐないビル解体現場の近傍ではかつたところ、周辺よりも一けた高い値が出た、こういう状況でございます。その他の有害物質につきましても、通常の都市地域の変動の範囲内にありまして、健康影響が直ちに問題になるような二次汚染はこれまでのところ生じていないと判断してゐるところでございます。

そこで、これまでとつた大気汚染あるいは粉じん、アスベスト等による影響の対策でございますが、環境庁としては、関係省庁つまり建設省、労働省あるいは地元兵庫県、市等と連携、協力をしながら、建築物の解体に伴う粉じん、アスベスト問題に対処するため、解体業者に對しまして、その除去なり防止をするように指導を徹底したわけでございますが、先ほど申しましたよう

な大気環境の状況でございますので、さらにそれを徹底するため、石綿対策関係省庁連絡会議というものを開きまして、アスベスト飛散防止のための方策をさらに綿密に具体的に取りますとしまして、二月二十三日に関係自治体及び関係団体等々に通知し、徹底を図つてゐるところでございます。

また、この間、当面の粉じん及び風邪の予防等のために約三十万個のマスクを関係市にも二月の上旬に送付したところでございます。さらに、地元等において、これらの問題についての相談、指導をするために相談窓口の開設もしてゐるところでございます。

また、野焼き等の問題もあるわけでございますが、これにつきましては、二月二十七日から三月七日にわたつて、数地点にわたつて環境のモニタリング調査を実施したところでございますが、その結果については今取りまとめ中でございます。

今後の対応でございますが、粉じん、アスベスト等につきましては、先ほど申しましたような通知等の趣旨をさらに指導、徹底してまいりたいと思ひますし、アスベストにつきましては使用建築物の点検、調査を行い、さらに環境モニタリングにつきましても二回目の調査を三月上旬から開始してゐるところでございます。野焼き等につきましても、今結果をまとめ中でございますが、その結果に基づきまして必要な措置をとる所存でございます。その他の有害物質等につきましても二回目の調査を現在実施中でございます。

以上、これまでの状況並びに対策を申し上げます。

○政府委員(野村謙君) ただいま大気保全局長が御答えした以外の対策について申し上げます。

政府広報によりまして、公害認定患者さんに対して生活指導を行つてゐるわけでございますけれども、具体的には、例えばマスクをするとかあるいはうがいをするとか、あるいは薬は医師の指示に従つて服用すること、まあ当然の

ことでございますけれども、これらのことにつきまして政府広報を通して周知の徹底を図つてゐるところでございます。

また、現在、特に避難所を中心といたしまして保健婦さんが巡回指導を行つておりますけれども、この中でも、今申し上げたような留意事項について徹底するようお願いをいたしておるところでございます。

○清水澄子君 きょうは私はそのお答えを信用しておりますけれども、どうぞ本当に、その後こういう被害が拡大しないようにひとつ緻密な計画を推進していただきたいと思ひます。

次に、昨年の十二月に環境基本計画の閣議決定を見たわけですが、この環境基本計画の基調には、循環型社会を目指すということで、非常に具体的にそのいろんな考え方は書かれてあります。私はその理念は非常に評価できると思ひますけれども、しかしそれを進める、具体化するに当たつて、その手段というものがほとんどここには明記されておられません。

例えば、「政府は、閣議のほか関連する関係会議や関係省庁連絡会議等の場を通じて緊密な連携を図り、環境基本計画に掲げられた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」と、表現としてはこれはそのとおりだろうと思ふんですが、それでもそれは環境庁はどういう役割を具体的に果たすのかということが示されておられません。

そこで長官にお尋ねしたいわけですが、この環境基本計画の中で掲げられてゐる施策、これを推進するために各省庁との整合性というのをどのように図ろうとされてゐるのか、そして環境庁がどういう役割を果たそうとされてゐるのか、そのお答えをお聞かせください。

○國務大臣(宮下創平君) 環境基本計画のこの内容につきましてはもう委員御承知のとおりでございますが、私どもは、二十一世紀に向けての持続可能な社会を目指す大いなる道筋である、そしてその理念を掲げたものと、そしてまたその具体化

を求められたものと受けとめております。

今御指摘のように、それじや具体的に一体環境庁は何をするのかということでございますが、一つは、関係省庁が一体となつて施策を展開するよう環境庁はリード役を果たしてゐなければならぬと思ふんですね。そこで、基本計画を策定後、直ちに、環境庁みずから行うことはこれは積極的にならず行うことが非常に重要だと思ひまして、そういった視点で環境庁みずからの施策のための予算措置等もいろいろ掲げてございます。一々申し上げませんが、そういった基本的なスタンスでございます。

それからもう一つは、環境基本計画は確かに十二月十六日に定められましたが、直ちに、年末までに環境基本計画推進関係省庁会議というのを設置、開催をいたしました。そしてそれを積極的に活用いたしました。その場を通じて総合調整機能を発揮するようにしていきたい、そして広範な環境保全施策を環境庁のリードのもとでやっていきたいというためにこれを設置したものでございます。

そこで具体的にひとつ申し上げますと、抽象論議にえてして陥りやすいわけですから、関係省庁と一体となつて何をまずすべきかということの、一つの例証として、環境保全活動を率先して行つていくための政府全体の行動計画をこの八月ぐらゐまでにつくろうというのを既に指示、申し合わせをしております。これは、役所がやっぱり事業者であり、消費者であり、そしてまた活動体、公的な主体でもございますが、そういう側面がございますから、国が、まず政府全体がそういう実践し得る環境行動計画をつくらうということでございます。

それから予算としても、この調査研究調整費というのを二億円、初めて、これはソフトの経費でなかなか認められたいものであります。これは基本計画を各省庁に敷衍して実行するために計上できましたし、それから、長期的な目標に係る総合的ないろいろ調査研究等をやるため、また

そこで、今非常に大きな抱負をお聞きいたしましたけれども、この環境基本計画の中には廃棄物の抑制とリサイクル対策ということで非常にいろんな具体的なことが書かれております。特にこの中には、包装廃棄物の分別収集とか包装材の再生利用の推進ということで、これも非常に具体的な、「包装材について、廃棄物の減量化を図り環境への負荷を低減するため、市町村が包装廃棄物を分別収集し、事業者が引取り・再生利用を行う新しいシステムの導入を検討し、必要な措置を講ずる。」と、こういうことまで計画には書かれておる

發揮していらつしやるのかと思うと、現実の法案づくりはそういうふうになっていないということと、私は非常に、ぜひ環境庁はそこにもっと環境の立場からかかわっていただきたいと思うわけです。

そこで、厚生省の方にお伺いいたしますけれども、まだ法案そのものはできておりませんけれども、いろんな新聞、雑誌等でもうこの法案の身のようなことが提起されているわけです。

今回の法案づくりに当たって、今度この収集について、店頭で直接業者が回収するもの、そして

の点についてお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(三本木徹君) 三点の御指摘があったわけでございますが、基本的にこの新リサイクルシステムに関する法案におきます考え方といたしましては、どの企業においても公平に負担をいただくとということが基本というふうに考えております。ただ、現実の問題といたしまして、現場としては幾つかのバリエーションといいたしようか、実施のしやすさとかあるいは効率性とか、そういう観点で幾つかのルートを設けるということには必要であらうと思っておりますが、基本の考え

○山下栄一君　まず、公健法の一部改正案の方の質問をさせていただきますと思います。

法案の改正ポイント二点、遺族補償費の支給対象の拡大、もう一つが認定の更新に係る特例措置の創設、その後の方でございますけれども、今回の大震災が直接の改正のきっかけになったと思う

わけでございますが、認定更新の特例措置をつくるわけでございます。今回の災害を契機にいたしまして、災害その他のやむを得ない場合における認定更新の特例措置を設けますということでございますけれども、災害も含めまして、災害その他のやむを得ない理由というのを、具体的にはどのようなケースを想定しておるのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(野村勝彦) お尋ねの、災害その他やむを得ない理由とは具体的に何を指すのかという御質問でございますが、地震、風水害等の自然災害はもちろんでございますが、火災でありますとか交通事故、また急病であるとかあるいは出産とか、客観的に見まして申請が困難な場合を想定しているわけでございますが、具体的には、それぞれのケースに即しまして個別に当該自治体において判断されるものと考えておるところでございます。

○山下栄一君 次に、先ほど、認定患者の方々、被災地域内におけるその方々の状況、相当把握が進んでおるといふ御報告がございましたけれども、今度、補償費を負担する工場と事業所といいますが、そちらの方の被災状況の話でございます。これは、事業所、企業というのが補償額の大体八割を負担する、こういう仕組みになっておるわけでございますけれども、今回の震災地域内での程度の被災があつたのかということを少しお聞きしたいと思います。

○政府委員(野村勝彦) お尋ねの企業の被災状況についてでございますが、震災発生以来、公害健康被害補償予防協会並びに賦課金の申告事務を委託しております地元商工会議所を通じてその把握に努めてきたところでございますが、被害の内容がさまざまというふうなこともございまして、被害金額等共通に比較できる評価方法を用いて定量的に把握するという状況には今のところ至っていないのが実情でございます。

ただ、これまでの聞き取り調査等によりまして

大まかに把握したところでは、調査対象のうちおおよそ六分の一の企業におきまして建物でありまして設備の被害が大きく、さらに、これを含めまして約半分強の企業におきまして稼働状況に何らかの影響を生じているといった状況にあると聞いておるわけでございます。

○山下栄一君 六分の一が壊滅的、激しかったということですか。

○政府委員(野村勝彦) 調査対象のうち約六分の一の企業において被害が大きかったということでございます。

○山下栄一君 これ、補償の金額を負担する企業、賦課金という形で負担するわけでございますけれども、今回そういう被害に遭つた、被害の大きい企業については、事業所については納付期限の延長でしたが、納付の猶予ですか、こういう措置が発表されておるわけでございます。これ、毎年補償額を確定していくわけでございますけれども、猶予された分はそのほかの企業が負担することになると思ふわけでございますが、こういう補償金は、金額は既にこれだけ補償しなければならぬと決まっていると思うんですけれども、どのような形で確保するの。今までの場合はどうだったのか。また今回は、場合によっては倒産とか事業所閉鎖という、そういう処置をした会社もあると思ふので、そこら辺も含めまして、補償金の穴があいた分をどのように確保するのかというところをお聞きしたいと思います。

○政府委員(野村勝彦) 認定患者さん方への補償給付に要する費用につきましては、全国の工場、事業所からの賦課金及び自動車重量税からの引当金によって賄つておりますけれども、補償給付に不足の生じないよう、通常状態におきましても若干の予備費等を見込んでおるわけでございます。先ほど申し上げましたけれども、現在被害状況も必ずしも正確に把握しておりませんし、猶予される分についてもまだ不明なわけでございますけれども、仮に徴収が猶予されたといったしまし

て、その猶予された分につきましては、今申し上げましたように予備費等も見込んでおりますので、その中で極力対応してまいりたいと考えております。

○山下栄一君 次に、ちよつとこれ通告してないんですけれども、お聞きしたいことがござい

ます。自治体から認定患者さんへのいろんなさまざまな事務的な手続とかがありまして、自治体によつていただく事務がございまして、それについては国から補助金が出ているわけでございますが、この公害健康被害補償予防協会につきましても国から補助金が出ておる。企業への、商工会へのさまざまな事務的な費用が要するわけであつて、この金額なんですけれども、予防協会の方にはたしか五億円近く来年度予算もついております。自治体の方の分についてはその二十分の一ぐらいだったと思うんですけれども、この金額の、自治体の方は全部で四十ぐらいあるんですかね、ちよつとはつきりした数はわかりませんが、非常に差があり過ぎるのではないかなというように素朴に思ふわけでございますが、この辺、説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(野村勝彦) 御質問の趣旨は、旧第一種指定地域に対する補償給付支給の事務費の交付金のお話かと存じますが、平成六年度の予算額で申し上げますと約十五億でございます。なお、平成七年度の予算としては約十六億を計上させていただいておるわけでございます。

○山下栄一君 だから、協会の方への交付金と自治体への交付金に差があり過ぎるんじゃないかという話をしてらるわけですか。

○政府委員(野村勝彦) 失礼いたしました。基本的に事務の内容が異なるわけでございますので、それによつて当然差が出てくるということでございます。

○山下栄一君 それを説明していただきたい。なぜそのように違ってくるのかということについて、もう少し詳しく。

○政府委員(野村勝彦) 補償予防協会におきましては、賦課金を関係企業から、これは商工会議所にも一部委託をしておりますけれども、徴収する事務がございまして、それについての費用の一部を補助しているということでございます。それから、関係自治体におきましては、認定患者さんに対する支給の事務を義務者として負っているということでございますので、当然その事務の中身が違ふということも出てくるということでございます。

○山下栄一君 大層な事務でもないんじゃないかなと思ひまして、会社の方は九千社ですか、単純な話なんですけれども、患者さんの方は八万人その他ぐらいいらっしゃると思うわけでございます。もちろん数字だけの業務じゃないかもわかりませんが、ちよつと何か、国から予防協会への補助金と、もう一度お願いしたいんですけれども、自治体への補助金の金額、七年度予算で結構です。

○政府委員(野村勝彦) 先ほど申し上げましたが、平成七年度の予算に計上をしてはいる自治体への事務費交付金でございますが、これは約十六億ということでございます。

○山下栄一君 協会にも国から補助金が出ていますね。

○政府委員(野村勝彦) 補償予防協会に對しましては国から約五億の補助金を計上させていただいております。

○山下栄一君 じゃ関連しまして、今回の大阪の西淀川公害訴訟につきましてお聞きしたいと思うわけでございます。この大阪の西淀川区は、もちろん今回の健康被害の患者さんがいらつしやる地域でございますけれども、第一種指定地域にもなつております。この西淀川の公害訴訟が、提訴以来十七年ぶりに、患者側と企業側が和解という形で決着したわけでございますが、これは、一九九一年の第一次訴訟地裁判決以来、川崎、倉敷訴訟に続いて、ずっと大気汚染の企業側の責任を認めるという、こうい

う形で司法判断が出ておるわけでございまして、そういう企業責任を認めるという司法の流れが定着してきているというふうに思うわけでござい

す。
特に西淀川の公害訴訟は、都市型複合大気汚染、すなわち工場からの排煙と車の排気ガス、両方が複合して大気汚染されているという、この法的責任を初めて問うた訴訟であつたわけでござい

ます。工場の方の排煙の責任問題は一応解決したわけでござい

ますが、車の排気ガスの責任の方は、これが問われておりまして国と阪神道路公団は今回の和解には参加しておりません。したが

いまして訴訟が継続することになったわけでござい

ますが、大阪地裁の方は国と公団に和解を働きかけたというふうな報道もございました。

特にこれは宮下長官にお聞きしたいんですけれども、今回の西淀川公害訴訟の和解につきま

して、長官はどのように評価されておるのかということをお聞きしたいと思います。

○山下栄一君 関連して長官にお聞きしますけれども、ばい煙の方は、これにつきましてはいろんな企業側の改善の努力等もあったと思ひますけれども、大気汚染物質の方が徐々に減少してきてお

る、公害防止装置の設置等によりまして、ところが排ガスの方は、これはなかなかNO_xが減らないで、減るところかふえる傾向が甚だし

い、さまざまな目標達成もなかなか困難であるというふうな状況になっておるわけでござい

ますけれども、法的な争いはともかくといたしまして、今や最大の大気汚染の原因と言われる車の排ガス

につきましては、やっぱり積極的な強化策をとる必要があると思つておるわけでござい

ますが、これにつきまして、環境庁の今後の取り組みといひますか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(大澤進君) 御指摘のとおり、大都市中心に大気汚染、特に二酸化窒素あるいは浮遊粒

子状物質、主として自動車、移動排出源によるものが多いんですが、これが大変、基準を達成しない

のは、はかばかしくないという状況にござい

ます。裁判の推移は別にしても、当然といひますか、どうしてこの対策の一層の推進を、あるいは強化を図つていく必要があるかと考えてお

います。具体的には、自動車排出ガスの単位規制につきましては、平成元年十二月の中央公害対策審議会

の答申に従ひまして、短期目標につきましては、平成四年から六年にかけて排出ガスの許容限度を

車種別に技術評価を行い順次規制の強化を進めてお

ります。また、長期目標の関係につきましては、大型トラック等を除く車種につきましては平成

十年ごろを目途に達成のめどが立つたところでござい

まして、残る車種につきましても、答申に示された目標をできるだけ早期に達成するよう技術

評価を進めてまいりたいと考えております。

また、平成五年の十二月に全面施行されましたいわゆる自動車NO_x法、これも関東、関西の大都

市の特定期域に対して適用しているわけでござい

ますが、兵庫県も含まれているわけでございまして、この法に基づきまして車種ごとの規制、ある

いは物の流れ、それから人の流れ、あるいは交通の流れ等について種々の改善を図つて、総合的に交通システムを大気保全の観点からも見直してい

くというところを、関係省庁あるいは当該自治体等とも連携して、今まさにちようど六年、それから

七年、実質二年目に入つたわけでござい

ますが、進めているところでござい

まして、当面、平成十二年を目標にこれらの総合対策を進めまして、特

に低公害車につきましては三十万台を目標に普及させるといふことで、大気汚染の防止に努めたい

と考えております。

さらに、いずれにしましても、今申し上げたよ

うないろんな総合的な対策を大都市中心に強力に進め

なきやならないわけですし、七年度予算におきましても、今お願いしているところでござい

ますが、環境保全型の交通体系の形成に向けて、幅

広く、またきめ細かくこれらの対策を進める具体

的な方策についても検討をすべく予算を計上してい

るところでござい

ますので、よろしくお願ひ

いたしたいと思います。

○山下栄一君 今回の和解の中で、和解解決金約

四十億円、そのうち十五億円が、個人への慰謝

の他の費用じゃなくて、個人への慰謝

の他の費用じゃなくて、個人への慰謝

全体を意識した地域再生の費用という形になつて

おるわけでござい

まして、これは非常に大事な発

想ではないかと思つてござい

ます。

もともと宮下長官は、環境に優しい町づくりは

同時に災害に強い町づくりになるんだと、こうい

うふうにおつしやつておるわけでござい

ますけれども、予防協会のお仕事の中に健康被害予防事

業、基金を使つての予防事業というのがあるわけ

でござい

ます。この予防事業は、その中に調査研

究もあるわけでござい

ますけれども、地方自治体

が行う事業に助成をやるという、そういう項目が

ありまして、その中に大気汚染対策緑地整備事

業、また大気浄化植樹、木を植える事業、こうい

う事業も入つております。

これも含めまして、今回せつかく十五億円を使

つて地域再生をやりなさいというふうなことが住

民と企業の合意に基づいて確保されておるわけで

ござい

ますから、これを積極的に環境庁として

も、町づくりのために、環境に優しい町づくりと

いいますか、積極的にこれに乗つてモデル事業と

して一緒にやられたらどうかというふうなことを

思うわけでござい

ます。この西淀川地域の地域

再生の十五億円をさらに国が支援するという形で

環境庁は取り組みたいと思つてござい

ますが、この点の長官の御見解をお伺ひいた

したいと思います。

○国務大臣(宮下創平君) 今度の和解で、今御指

摘のように、地域の再生のために十五億円を共通

費用として使おうという和解の内容は、私は評価

できるものと思つておりますし、かなり高く評価

されている向きもござい

ます。

これは、個人に配分するというよりもその地域

全体を環境に優しいものにしようということでご

ざい

ますから、今おつしやられたように緑化だとかある

いは植生とかいろいろそういう自然環境をよくする

ことを地域全体として和解の中でも意識的にやろう

というところでござい

ますから、地元

の御要望等を踏まえまして、さらに私どもの方であ

るいは予防協会の方で助成的なサポートをしてい

くべきものだ、こう考えております。

○山下栄一君 今の件、今年度になるか来年度かわ

かりませんが、どうかモデル事業に位置

づけてぜひやつていただきたい、こういうことを

お願いいたしまして質問を終わります。

○栗森喬君 今回の補償等に関する法律の一部改

正については、それぞれ時宜を得た必要なことを

やるわけでござい

ますから、これはこれで丁とし

ながら、最近の公害健康被害にかかわる問題で幾

つかお尋ねを申し上げたいというふう

に思ひ

ます。

一つは、この法律の一つの特徴としては、過去、

いわゆる旧の言葉で言う第一種という決

め方で、特定の地域におけるいわゆる公害と言われ

るものを局地的に指定をしながらそこに改善を図る

という対策を幾つかやつたわけ

です。そのやり方

が、昭和六十三年四月ですか、を目途にして、地域指定をやらなく、全体的に網をかけるんだと、こういう説明ではないかというふうに思います。

ところが、一つの例で言うと、大気汚染の状況などというのはいささか深刻になりつつあるんじゃないか。先ほど同僚議員の話でも、大気汚染対策のいろいろなお話を聞きましたが、一生懸命やっておるといふ話はお聞きしましたが、例えば私が手元にある資料で申し上げると、ぜんそくの患者などは毎年一割ぐらいつづつふえている。これは、慢性気管支炎であるとか肺気腫であるとか、ほぼ同じようなペースでもう一割ぐらいつづつ、そういういわゆる感染症。ぜんそくならぜんそくというのはいささか深刻になりつつある原因があるかといえ

ば、それは花粉症なども恐らく多少あるだろうと思いますが、基本的には、自動車が出す排気ガス、それから工場などがやつぱり非常に微粒のものを出すことなどが原因者だと言われるのは、これはもうほとんど通説でございます。したがって、この法律を改正したときにはよりよいものにするというふうに言ったんだが、結果的に数字を見たらこういう実態が出てくるというのは、この法律そのものの実効性に問題があるんじゃないか、こういうふうに思うんですが、このことに對してまず見解をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(野村勝彦) ぜんそくの患者さんが全国的にふえているという御指摘については、私も厚生省が行っております患者調査等を通じて承知をいたしておるところでございます。

今もお話ございましたけれども、いわゆるぜんそくという疾病は、大気汚染によっても起こり得るわけでございますが、そのほか、アレルギー体質を持つていく方とか、あるいはダニだとかカビとか喫煙等の習慣も関係をしてきて発症するという非特異的な疾患というふうに言われているわけでございます。先ほど大気汚染の状況が深刻だというお話もございましたけれども、昭和六十一年の中公審答申において、ぜんそく等の主たる原因とは言えないとされた状況だと、大気汚染の状

況ですね。現在は基本的にそのころと変わりが無いと認識をしております。したがって、ぜんそく等の患者さんがふえているからといって、その主たる原因が大気汚染であるというようなことはならないと考えておるところでございます。

なお、環境庁におきましては、地域指定解除後、予防的な観点に立ちまして、大気汚染の状況と地域住民の健康状況を継続的に監視する、いわゆる環境保健サーベイランスシステムと申しておりますが、この体制の整備を図っております。大気汚染による健康影響の調査ということに関しましては今後とも万全を期したいと考えておるところでございます。

○栗森喬君 私、今の話を聞いておつて、ぜんそくのふえている原因は大気汚染が余り主たる原因じゃないというの、私もちよつとその論拠を示すだけの資料をきようは持っているから、きょうはこのぐらいいしておきますけれども、そんな話はありせんよ。基本的にダニやカビやたばこがぜんそくのふえる原因だ、それはちよつと、環境庁たるものがそういう認識でもし仮に大気汚染問題を考へていこうとすれば、それは私は基本的にそこは違ふと思う。

今何が問題かという、自動車の排気ガスであるとかいふような大気汚染対策をいろいろやっていると、いささか、自動車のふえる絶対量であるとか、いわゆる生産のシステムのいろいろなことが現実にあつて、大気汚染の実態というものはよくなつてないわけですが、基本的には日本の場合、都市の集中したところには多少拡散をしたかもしらぬけれども、逆にそれは地方に広がっているとか、私は、大気汚染の実態というものは、努力をしているけれども必ずしも実態が効果があつていない。そんなときに環境庁に聞いたら、ぜんそくのふえるのは大気汚染が余り原因じゃないなんて言われたら、我々としてはちゃんと反論の根拠を、きょうはまさかそういうふうにお答えになると思わなかつたからそういうふうにしたわけですが、これ

は通説でやつぱり大気汚染、特に自動車の排気ガスというのは、これは医師の方や専門家に聞いても大体これ通説でございます。ですから、そういう意味で、これは次回以降ちよつと一遍ちよつとやらしていただきたい、こういうふうに思っています。

そこで、自動車排気ガスのいわゆる対策の実効性です。いろいろやっていると申す話は聞かぬけれども、全然効果が上がつていないんじゃないか。それは、もうふえる量に追いつかないから効果が上がらないのか。私は、環境庁の役割としては、大気汚染がこれまで以上に悪くならないというだけにとどめるんじゃないかと、少なくともよくならないという状況に持つていかなくつたら、環境庁は何をやつていくのかと。もうほつとけばふえていくんですから、それを少しでもよくしているんですという程度では、私は環境行政としては問題があると思ひますが、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(大澤進君) 御承知のように、これまでも大気汚染防止の観点あるいは改善の観点からいろいろな施策をしてきたわけですが、固定発生源についてはかなり安定的に、特に硫酸酸化物ですか、こういうものについてはかなり低くなつていくわけですが、移動発生源である自動車等から出る窒素酸化物あるいは浮遊粒子状物質は、この数年見ても横ばい、ないし必ずしも改善が図られていない。私も先ほど申し上げた通り、説明しましたが、自動車そのものの、単体、つまり自動車から出てくる排気ガスについて、エンジン構造等の技術評価を行つてできるだけ排気ガスを低減させるというところは、もう常にこの見直しをしないういうことをやつてきたわけですね。

それで、その単体で見れば、もう品目については相当、もう半分以下、三分の一も下がつてきているんですね、十年単位で見ると。ところが、自動車そのものは、産業活動のみならず国民一人一人の日常生活にまさに不可欠な交通手段といいま

すか、そういうものになつてきておりました、自動車の台数というのが自家用あるいは事業用を含めてこれまた年々ふえているというふうな状況で、それが特に都市部といふところでは、あるいはその周辺の地区、関東、関西では格別に対応しない改善は図れないということで、平成四年にいわゆる自動車NOx法というものを特別に大気汚染防止法のほかに成立させていただきまして、この特定地域に対して、先ほど申しました個々の単体のみならず、人の流れ、物の流れ、あるいは交通のシステム等、それぞれが連携をとりながら必死になつてやるといふことで、五年の十二月からですけれども全面的に施行が始まつたところ、もう少し状況を見守つていたいただきたいと思ひますが、私もちよつと、一年一年着実に、これらの効果が上がるよう関係者とも連携をしながら、新法の管理といひますか、フォローアップを十分してまいりたいと思ひますし、あるいは低公害車の普及といふことについてもさらに力を入れてまいりたい、かように考えておりますので、大変難しい問題でございますが、一歩一歩前進させたい、こういうことで取り組んでまいりたいというところで、よろしくお願ひいたします。

○栗森喬君 単体で、一生懸命それぞれ単体の関係でやつていくというのはわかるんですが、私は、ぜんそくの原因を何に規定するかというところはあるけれども、やつぱり現実には、ある種の現状より大気汚染がよくなる状況というものは依然としてつづられていない。だから、努力しているというところ、結果が出なかつたら、それは行政として、やつぱり抜本的にこうやれば減るといふ話がちやんとあつてしかるべきなために、環境基本法などをつくつて、人間と自然の関係とか産業活動との関係を規定したんだと。どうも私は、環境庁そのものが、そういう基本法をつくつたけれども、そういう前提とする認識がちよつと弱い人ではないかというふうな感じが多少ある。余り無理したら確かに今の社会のさまざまな産業活動そのものをとめなやいかぬところがあるから、

ある程度限度を持ってやらなきゃいかぬというこ
とはわかるけれども、ある種の指数をとめられな
い状況というのは、必ずしも、やっぱり今の状況
というのはいくつかいいんではないか、こういう思い
がいたします。

それから、ぜひとも大臣に、そういう現状につ
いて改善するためにどうしたらいいかということ
は、当然これは大臣が今後のあるべき姿としてや
っぱりきちんとやっておいていただきたいと思
うし、関連をきちっと幾つか申し上げますと、
予防協会の基金なんかも見たら五百億円毎年二
十五億円だ。いろんなところにこの種の基金が
あるから足りるんじゃないかというけれども、や
っぱりこの種のことに金をどのくらい使うか
というのがある種の私は省庁の象徴的な仕事だと思
うんです。そういう意味では非常に、この辺のや
り方もうちよつと抜本的に考えないと本当に環
境を守ろうということにならないと思ひますが、
ここは大臣に最後の答弁をいただいて私の質問を
終わります。

○国務大臣(宮下創平君) 基本的に委員のおつし
やるとおりでございます。我々がいろいろやっ
ておりますけれども、それだけで十分な効果が上
がらない。そして、今御指摘のように我々の経済
生活、社会生活の向上とこれ相矛盾する点がある
わけでございまして、その調和をどうやって図
っていくかという基本的な問題はございしますが、
心構えとしては今委員のおっしゃられたようにや
っぱりこれを減らしていくんだということが決意
の基本になればこの環境行政は進まないことは
御指摘のとおりでございますから、今後さらに一
層努力させていただきます。

○有働正治君 本法案に公害患者に対する補償制
度の改善措置がとられることは当然必要だと考え
るわけでありまして。

(委員長退席、理事小野清子君着席)
特に今回の大震災にかかわって、認定更新対象者
に対して国、自治体ともども行政として認定患者
の救済を図る立場から万全の対応が求められてい

る。私も本委員会で質問した経緯もあるわけであ
ります。

被災地五つの市の本年一月から三月の更新対象
者数は千三百九十六人と聞いていますわけでありま
す。神戸市長田区、灘区など、被災地では診療機
関の三割ぐらゐが診療不能となり、例えばJR六
甲道駅近くの原口小児科医院では、五十人程度の
認定患者が今まで通院されておりましたが、震
災以後閉鎖されている状況であります。更新手続
には主治医の所見が必要なのですが、医者がか
わつてもすぐ所見がそろわない、こういう状況も
あるわけでありまして。こうした実態をも考慮し
て、配慮して、現場サイドの柔軟な対応で公害認
定患者の救済を図ることが強く要望されて
いると私は聞いています。環境庁もそうした対応
が望ましいと思うわけでありまして、いかがであ
りましょうか。

○政府委員(野村隆君) 認定更新時期の近い認定
患者さんにつきましては関係自治体におきまして
重点的にその所在の把握に当たっておりまして、
更新の意思確認と申請手続の案内に努めておると
ころでございます。神戸市、尼崎市におきまして
は、一月から三月に更新する者につきましてはほ
ぼ全員連絡がついておりまして、四月に更新をさ
れる方についても、数名を残しておりますけれど
も連絡がついていてございまして。

それから、主治医の診断書についてのお話がご
ざいましたけれども、通常は過去の所見も含めて
記載するものでございまして、被災の患者
さんで主治医がかわつたような場合も想定される
わけでございまして、そういう場合には現在の症
状など記載できる部分で受理をするというような
対応をしているところでございまして。

(理事小野清子君退席、委員長着席)
それから、更新時の検査につきましても、お話
もございましたけれども、病院が一部機能低下し
ている、あるいは交通の確保が難しいというよう
な状況もございまして、この検査の実施時期に
つきましても、認定患者さんに配慮した柔軟な対

応をしておるところでございます。

以上、認定更新につきましましては、今回の法改正
に合わせまして、被災された患者さんの状況に合
わせまして運用の面で遺漏のないように配慮して
いきたいと思っております。

○有働正治君 本法案に関連いたしました、公害
は未然に防止するという立場で対応するというの
が非常に重要だと考えるわけでありまして。ところ
が、自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粒子
状物質によりまして大気汚染は、首都圏、近畿圏な
ど依然深刻な状況にあるわけでありまして。同時
に、周辺地方都市の幹線道路沿線にまで汚染が拡
大する傾向にあり、二酸化窒素やディーゼルの排
気微粒子による健康への影響が広く心配されてい
るわけでありまして。

そこで私は、大気汚染被害の防止と情報公開と
その情報の提供の問題について質問いたします。
環境基本法二十七条では、環境の保全活動促進
に資するため必要な情報提供に努めるとあるわけ
であります。また、環境基本計画策定の際の国民
の意見でも、私の集計では、全国から八十九件が
情報公開を求めています。昨年暮れに策定されま
した環境基本計画について、環境庁の説明資料で
の環境情報の整備・提供では、ニーズに対応し、
国民等への的確な提供を図るとしているわけであ
ります。

環境情報の公開、提供について積極的に対応し
ていただきたいと思います。まず大臣の認識をお伺いいたし
ます。

○国務大臣(宮下創平君) 最近の公害は都市・生
活型公害であり、地球環境問題でございます。そ
して、国民の参加を求めていますから、今御指
摘のように国民に参加を求めると、国民が正確
な情報を知ることとは基本でございます。そ
ういう観点に立ちまして、環境情報システムを開
発したりして多くの情報を国民に知っていただい
て、その上で本場に適切な行動をとっていただく
ということを要請していくのが筋であろうかと存
じますので、御趣旨はそのとおりだと存じます。

○有働正治君 大気汚染の中心でありまして窒素酸
化物は、七五%が自動車などの移動発生源、二五
%が工場、事業所などの固定発生源から排出され
ると言われているわけでありまして。そして、冬場
の十一月から一月が窒素酸化物の濃度が比較的高
い傾向が見られ、次に、四月から九月ごろにかけ
て、空气中に排出された窒素酸化物は、車のエン
ジンの燃え残りのガソリンなどあるいは塗料工
場、石油精製プラントなどから排出される炭化水
素と太陽光線の作用で反応し高濃度の光化学オキ
シダントを発生させる、いわゆる光化学スモッグ
が発生するわけでありまして。光化学オキシダント
が高濃度になった緊急時の対策として注意報も発
令されるわけでありまして。

調べてみますと、昨年九四年、東京湾地域一都
六県で四月から九月にかけ注意報が発令された日
数は百二日、全国合計発令日が百七十五日の中の
五八%となつていて承知しています。また、光
化学大気汚染による被害者届出人数は全国で五
百六十四人、そのうち山梨を加えた東京湾地
域、これが五百六十人と九%を占めているわけ
であります。届け出の中では小学生、中学生が非常
に多いという状況であるわけでありまして。

こういう光化学大気汚染の場合に、広域的に効
果的な即応体制がきつちりとされる必要がある。
現に神奈川県では、大気汚染監視システムの機能
強化を図るため、収集するデータは、県内測定局
データだけでなく、東京都、千葉県、埼玉県、埼
玉県、埼玉県も収集し活用している状況であります。
広域的即応体制を図るという意味からもお聞き
するわけでありまして、環境庁として、八六年度
から九二年度にかけて、東京湾地域一都六県を対
象といたしました光化学の緊急時対策に有効なデー
タ、予測結果をオンライン、リアルタイムで収集、
配信する光化学大気汚染情報配信システム、PA
PIONを開発して運用実験に成功されたという
お話を聞いています。

そこで、せっかく実験に成功し開発されたこの
システムの問題、現在のところまだ活用されてい

ないようであります。環境庁としてイニシアをとって、ぜひ一日も早く、今年度からでも活用していただきたい。先ほどの大臣の趣旨といえますか、お考えからいっても積極的に対応していただけないだろうか。大臣、いかがでありますか。

○国務大臣(宮下創平君) 今御指摘のように、光化学オキシダントの汚染は関東地域だけではございまして、都道府県の範囲を超えて広域化しております。したがって、今PAPIONのお話がございますが、これは各地からの情報を集めてそしてそれを同時に情報を配信、ディストリビュートしていくということがぜひ必要でございまして、平成七年度でもこの予算措置がとられておりますから、この広域監視の面は進めていきいたい、こう思っております。

○有働正治君 光化学大気汚染情報配信システムは、光化学大気汚染の情報のみならず、窒素酸化物の予測とデータ表示の情報を関係自治体が広域的に活用できるという点で非常に重要だと考えるわけであります。

私、ここに写真を持ってまいりました。(資料を示す)これは首都圏の中での二酸化窒素による大気汚染を色別に分布した状況であります。赤、白、黄色、青というふうに、ちよつと小さいので見にくいかもしれませんが、一目瞭然にわかるということ。この写真というのは九三年二月二十七、二十八日の神奈川エコライフ・フェアの会場

で生協が展示に使ったものであります。PAPION、光化学大気汚染情報配信システムの神奈川県内における九〇年十二月八日十三時のNO_x、二酸化窒素の一時間値の濃度分布図です。赤は非常に環境基準の上限を超えているところ、白もまだ高く、黄色も上回って、青、緑でやっと基準内ということ、どの地域が今どういう状況にあるのかというのが一目瞭然にわかるというものであります。

一目でわかるという点で非常に効果、有効性ははつきりしていると思いますが、システムの概要パンフ、これ環境庁がおつくりになりましたパン

フです。私、私も拝読させていただきましたけれども、この冒頭に、このシステムの開発を通して得られた知見が今後光化学大気汚染対策を初めとする大気保全施策に活用されることを願う、と明確に述べられているわけであります。

このシステムを活用して、冬場の高濃度の窒素酸化物による大気汚染予報と表示を、十二月一カ月にとどまらないで、先ほどの大臣の精神からいきまして、汚染濃度の高い十一月から一月にかけても実施していただきたい。そのことが住民からも求められているということで、積極的に御検討いただけないだろうかということでありまして、いかがでありますか。

○政府委員(大澤進君) 窒素酸化物につきましては、昭和六十三年から非常に汚染濃度の高い時期に予報事業として公害健康被害補償予防協会と連携をとりながらやっていた仕事なんです。私どもとしては、先ほど大臣からも申し上げましたように、七年度からPAPIONシステムを稼働するわけでございしますが、それらとの統合も検討いたしたいと思っております。またそれをさらに期間の延長というのは、これは予算とか関係自治体とかいろいろ関係するところがございますので、それからNHK等、そこも十分協議して、どういう形で可能なのか、これは検討させていただきますと思っております。

○有働正治君 今、局長も御答弁になられましたけれども、やっぱり住民への効果的な広報として、私は、NHKの花粉情報の放映と同様に、このPAPIONによる予測機能、表示機能を使って光化学スモッグ情報が放映できるようにやる。テレビでこういう状況が映し出されるということになりますと、ああ、自分のところはきょうは非常に心配だということ、関係自治体、関係の住民の方々、政府一体となって広域的に一目瞭然に対応できるし、また車の乗り入れ等関係自治体もできるだけの協力を関係団体にも呼びかけ

ている状況もあるわけで、そうした協力も得つつ、同時に関係自治体、住民の方に広く知らせていく。関係、NHKその他ともいろいろ調整その他あろうと思えます、今局長お述べになったとおりです。

そこで大臣、これは決断してイニシアをとって、テレビでもやるような方向で積極的にやっぱり対応していただく、それが四千万かけてこのシステムを開発していった環境庁として国民の税金を生かす道でもある、そういう点で大臣ひとつ決断を求めるわけでありますが、いかがでありますか。

○国務大臣(宮下創平君) NHKの放映その他を通じて国民に知っていただくということは、基本的にもう大変重要なことだと存じます。

ただ、予防協会とかあるいはNHKの了解も得なければなりませんし、そういう問題のほかに、私は基本的にこれは、率直に申し上げますと、各種の大気汚染物質の状況、例えばオゾン層の破壊の問題一つとっても、フロンガスの発生状況を表示すべきであるという議論も一方にございますから、優先度を定めて、何でもかんでも全部NHKで放映するというわけにいかないんですね、ですから最重要のものを定めて、これはもうNHKで十二月やっていることですから、これを拡充することはもちろんあります。基本的なそういう問題を私どもとしては考えざるを得ないということだと存じます。

○有働正治君 やはりいろいろ関係方面の調整があるのは私もわかります。わかりますけれども、せっかくな環境庁として開発されて、そしてシステム化の方向に行き出している、しかも情報時代という点からいって、ぜひ積極的に環境庁が音頭をとって、大臣が音頭をとって調整していただいて、前向きに対応していただきたいということをして最後にお願ひしたのであります。

○国務大臣(宮下創平君) 御指摘の点につきましては最大限努力をさせていただきます。

○有働正治君 終わります。

○委員長(篠崎年子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(篠崎年子君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(篠崎年子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山崎順子君から発言を求められておりますので、これを許します。山崎順子君。

○山崎順子君 私は、ただいま可決されました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平会、新緑風会、日本共産党及び新党・護憲リベラル・市民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 阪神・淡路大震災に被災した被認定者について、その実態の把握に努めるとともに、補償給付等を適切に受けられるよう、認定更新手続の周知徹底、医療機関等関係者への指導等を行うこと。

二 建築物の解体・撤去等に伴う環境の悪化等阪神・淡路大震災に伴う環境の二次汚染及び被災した工場・事業場の操業再開に伴う環境の汚染を防止し、並びに、地域住民の健康を保護するため、環境モニタリング調査を継続して実施することにより環境汚染の状況を的確に把握するとともに、事業者への指導、住民への啓発等適切な措置を講ずること。

三 阪神・淡路大震災の被災地域の復興に当たっては、近年の大気汚染の状況等を踏まえ、環境保全に配慮した都市づくりにより協力すること。

四 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

五 健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めること。

六 国立環境研究所等において複合的大気汚染による健康影響の調査研究を総合的に推進し、必要な大気汚染対策を講ずるとともに、将来の健康被害の発生を防止するため、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、健康影響に関する科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

八 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。

九 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、自動車排出ガス規制に係る「長期目標」の早期達成及び電気自動車、メタノール自動車等の低公害車の開発普及の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。

と。
右決議する。
以上であります。

○委員長(篠崎年子君) ただいま山崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(篠崎年子君) 全会一致と認めます。よって、山崎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮下環境庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。
宮下環境庁長官。

○国務大臣(宮下創平君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(篠崎年子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(篠崎年子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十七分散会

二月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一九二号)(第一九五号)
(第二二二号)(第二二六号)(第二二九号)
第一九二号 平成七年二月十日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 千葉県市川市原木四ノ六ノ一三
澤谷一夫
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九五号 平成七年二月十三日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺一ノ七ノ三〇
ノ三〇六 岡本正明
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二二号 平成七年二月十四日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都八王子市長沼町二二ノ一
一五 若山隆志
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二六号 平成七年二月十五日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 茨城県新治郡出島村牛渡 笠間ア
キエ
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一九号 平成七年二月十六日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都東村山市多摩湖町四ノ二一
ノ九 鹿村ノリ子
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

三月三日本委員会に左の案件が付託された。
一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第二二八号)(第二三二二号)
(第二三九号)(第二五四号)(第二五八号)

第二二八号 平成七年二月十七日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀四ノ五ノ一
七 中尾君代
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三二二号 平成七年二月二十日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 栃木県小山市駅南町四ノ二四ノ二
三 竹内明子
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二三九号 平成七年二月二十一日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都練馬区光が丘七ノ六ノ一三
ノ一、二〇三 高橋ツネ
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二五四号 平成七年二月二十二日受理
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願

請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ六ノ一

○吉野由理子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二五八号 平成七年二月二十三日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ六ノ一

○伊藤明子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第十九条第二項中「確保される」を「確保されるときに次条第一項の許容限度の確保に資することとなる」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 環境庁長官は、前条第一項の許容限度を定めるに当たつて自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため必要があると認めるときは、自動車の燃料の性状に関する許容限度又は自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めなければならない。

2 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、通商産業大臣は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八

号)に基づく命令で自動車の燃料に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

第三章中第二十一条の次に次の一条を加える。

(国民の努力)

第二十一条の二 何人も、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たつては、自動車排出ガスの排出が抑制されるように努めなければならない。

附則

この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第二十一条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。